

財関第1350号
平成16年12月15日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 木 村 幸 俊

航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて
の一部改正について

航空貨物通関情報処理システムを使用して輸入（納税）申告が行われる関税が無税の輸入少額貨物（1品目の課税価格が20万円以下の貨物をいう。）について、輸入通関手続の簡素化及び効率化を図るため、「航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成13年9月25日財関第781号）の一部を改正し、「少額関税無税貨物に係る簡易通関扱い」を平成16年12月17日より実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについての一部を次のように改正する。

1. 第5章第1節の次に次の一節を加える。

第1節の2 少額関税無税貨物の輸入申告

（少額関税無税貨物の簡易通関扱い）

1の2-1 輸入（納税）申告書の品名欄における課税価格（統計品目表の細分番号に対応する価格をいう。）が20万円以下の貨物（ただし、次に掲げる(1)から(8)までのいずれかに該当するものを除く。以下「少額関税無税貨物」という。）については、この節1の2-2（少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告事項の登録）及びこの節1の2-3（少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告等）の定めるところにより、少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする。ただし、輸入申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合にはこの限りでない。

(1) 関税法（昭和29年法律第61号）第70条第1項又は第2項（証明又は確

認)の規定により他法令の証明又は確認が必要となるもの

- (2) 関税定率法(明治43年法律第54号)(以下「定率法」という。)、関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)(以下「暫定法」という。)又は関税法第3条(課税物件)ただし書の規定により関税が課されるもの
- (3) 定率法若しくは暫定法又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和30年法律第37号)(以下「輸徴法」という。)の規定により関税又は内国消費税が免除、軽減又は払戻しされるもの(ただし、定率法第14条第18号(少額貨物の無条件免税)及び輸徴法第13条第1項第1号(定率法第14条第18号に係る部分に限る。)の規定により免除されるものを除く。)
- (4) 定率法第9条の2(関税割当制度)及び暫定法第8条の6第2項(関税割当制度の準用)の規定により関税割当制度の対象となるもの
- (5) 定率法別表又は暫定法別表1に定められる軽減税率(定率法第20条の2第1項(軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等)又は暫定法第8条の7(軽減税率の適用手続)に規定する軽減税率をいう。)が適用されるもの
- (6) 暫定法第8条の2(特惠関税等)の規定により特惠関税が適用されるもの
- (7) 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第2項(非課税)に規定により消費税が非課税となるもの
- (8) 内国消費税(消費税を除く。)が課されるもの
(少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告事項の登録)

1の2-2 前項の規定により少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物について、輸入申告を行う者又はその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)が航空システムを使用して輸入申告を行う場合は、当該申告に先立ち輸入者、仕出人の氏名又は名称、関税率表の適用上の番号(6桁)、品名等の必要事項を航空システムに入力させ、輸入申告事項の登録を行わせるものとする。

なお、この入力に当たっては、前節1-1(輸入申告事項の登録)なお書の規定を準用する。

(少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告等)

1の2-3 前項の規定により輸入申告事項の登録を行った貨物に係る輸入申告、審査区分選定及び関係情報の配信等、輸入申告時の輸入申告控等の提出、検査の指定、輸入申告の訂正、審査終了の登録については、前節1-2から1-7までの規定に準じて行わせ、又は行うものとする。

2. 第5章第6節6-1中「第1節5-1-1(輸入申告事項の登録)」を「第1節1-1(輸入申告事項の登録)、第1節の2の1の2-2(少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告事項の登録)」に改める。

3. 別紙様式N-131号(輸入(納税)申告控(内国消費税等課税標準数量等申

告控兼用)) の次に別紙1のように加える。

4. 別紙様式N-135号(輸入(納税)申告内容変更控(内国消費税等課税標準数量等申告内容変更控兼用)) の次に別紙2のように加える。

別紙様式N-131号

輸入(納税)申告控(少額関税無税貨物簡易通関扱)
(消費税等課税標準額等申告控兼用)

代表税番	申告種別 <input type="checkbox"/>	区分	あて先税関	提出先	申告年月日	蔵置場所	申告番号
輸入者 住所 電話 代理人 輸出者名 住所				予備申告 <input type="checkbox"/>	申告予定年月日		本申告 <input type="checkbox"/>
						通関士コード	
AWB番号 積載機名 取卸港			MAWB番号 入港年月日 積出地			貨物個数 貨物重量	個
仕入書価格 運賃 保険 通関金額				仕入書番号 書類番号21-1-5 <input type="checkbox"/>		内容点検簿認書1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/>	貨物取扱届 <input type="checkbox"/>
				調査用符号			
税科目			税額	納税額合計 担保額 <input type="checkbox"/>		口座 <input type="checkbox"/> 直納 <input type="checkbox"/> 都道府県 納期限延長 <input type="checkbox"/> BP申請事由	
通貨レート 記事1						社内整理番号 利用者整理番号	
記事2							
品名1 2 3 関税率			関税額	免税 定率法	条 項	品目番号 <input type="checkbox"/> 実績有 <input type="checkbox"/> 申告価格(CIF) BPR金額 原産地	
一内国消費税等(1) 課税標準額 税率 税額						種別	
一内国消費税等(2) 課税標準額 税率 税額						種別	
税戻記入欄						審査印	審査印

別紙様式N-135号

輸入(納税)申告内容変更控(少額関税無税貨物簡易通関扱)
(消費税等課税標準額等申告内容変更控兼用)

代表税番 申告種別 区分 あて先税関 提出先 申告年月日 蔵置場所 申告番号
予備申告 申告予定年月日 本申告

輸入者
住所
電話
代理人
輸出者名
住所

通関士コード

AWB番号
積載機名
取卸港

MAWB番号
入港年月日
積出地

貨物個数 個
貨物重量

仕入書価格
運賃
保険
通関金額

仕入書番号
書類確認21-1-5
内容点検海認書1 2 3 貨物取扱届
調査用符号

税科目

税額

納税額合計
担保額
口座 直納 都道府県
納期延長 BP申請事由

通貨レート
記事1

記事2

社内整理番号
利用者整理番号

品名1
2
3
関税率

品目番号 実績有
申告価格(CIF)
BPR金額
原産地

一内国消費税等(1)
課税標準額
税率
税額
一内国消費税等(2)
課税標準額
税率
税額

種別

種別

税関記入欄

審査印

審査印

第5章 輸入通関関係

第1節 輸入申告（省略）

第1節の2 少額関税無税貨物の輸入申告

（少額関税無税貨物の簡易通関扱い）

1. の2-1 輸入（納税）申告書の品名欄における課税価格（統計品目表の細分番号に対応する価格をいう。）が20万円以下の貨物（ただし、次に掲げる（1）から（8）までのいずれかにかに該当するものを除く。以下「少額関税無税貨物」という。）については、この節1の2-2（少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告事項の登録）及びこの節1の2-3（少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告等）の定めるところにより、少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする。ただし、輸入申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合にはこの限りでない。

(1) 関税法（昭和29年法律第61号）第70条第1項又は第2項（証明又は確認）の規定により他法令の証明又は確認が必要となるもの
 (2) 関税定率法（明治48年法律第54号）（以下「定率法」という。）、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）（以下「暫定法」という。）又は関税法第3条（課税物件）ただし書の規定により関税が課されるもの
 (3) 定率法若しくは暫定法又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）（以下「輸徴法」という。）の規定により関税又は内国消費税が免除、軽減又は払戻しされるもの（ただし、定率法第14条第18号（少額貨物の無条件免税）及び輸徴法第13条第1項第1号（定率法第14条第18号に係る部分に限る。）の規定により免除されるものを除く。）

(4) 定率法第9条の2（関税割当制度）及び暫定法第8条の6第2項（関税割当制度の準用）の規定により関税割当制度の対象となるもの
 (5) 定率法別表又は暫定法別表1に定められる軽減税率（定率法第20条の2第1項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）又は暫定法第8条の7（軽減税率の適用手続）に規定する軽減税率をいう。）が適用されるもの

第5章 輸入通関関係

第1節 輸入申告（同左）

（新規）

（新規）

(6) 暫定法第8条の2(特恵関税等)の規定により特恵関税が適用されるもの

(7) 消費税法(昭和68年法律第108号)第6条第2項(非課税)の規定により消費税が非課税となるもの

(8) 内国消費税(消費税を除く。)が課されるもの
 (少額関税無税貨物の簡易通関扱いをすする貨物の輸入申告事項の登録)の2-2 前項の規定により少額関税無税貨物の簡易通関扱いをすする貨物について、輸入申告を行う者又はその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)が航空システムを使用して輸入申告を行う場合は、当該申告に先立ち輸入者、仕出人の氏名又は名称、関税率表の適用上の番号(6桁)、品名等の必要事項を航空システムに入力させ、輸入申告事項の登録を行わせるものとする。

なお、この入力に当たっては、前節1-1(輸入申告事項の登録)なお書の規定を準用する。

(少額関税無税貨物の簡易通関扱いをすする貨物の輸入申告等)の2-3 前項の規定により輸入申告事項の登録を行った貨物に係る輸入申告、審査区分選定及び関係情報の配信等、輸入申告時の輸入申告控等の提出、検査の指定、輸入申告の訂正、審査終了の登録については、前節1-2から1-7までの規定に準じて行われ、又は行うものとする。

第2節～第5節(省略)

第6節 予備審査制による申告・申請

(予備申告事項又は予備申請事項の登録)

6-1 輸入申告、輸入(引取)申告又は蔵入・移入・総保入承認申請(以下「輸入申告等」という。)について、「予備審査制について」(平成12年3月31日蔵関第251号)に定める予備申告又は予備審査(以下「予備申告等」という。)を行う者又はその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)が航空システムを使用して予備申告等を行う場合は、当該予備申告等に先立ちそれぞれこの章に第1節1-1(輸入申告事項の登録)、第1節の2の1の2-1(少額関税無税貨物の簡易通関扱いをすする貨物の輸入申告事項の登録)、第2節2-1(輸入(引取)申告事項の登録)又は第5節5-1-1(蔵入・移入・総保入承認申請事項の登録)の規定に準じて

(新規)

(新規)

第2節～第5節(同左)

第6節 予備審査制による申告・申請

(予備申告事項又は予備申請事項の登録)

6-1 輸入申告、輸入(引取)申告又は蔵入・移入・総保入承認申請(以下「輸入申告等」という。)について、「予備審査制について」(平成12年3月31日蔵関第251号)に定める予備申告又は予備審査(以下「予備申告等」という。)を行う者又はその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)が航空システムを使用して予備申告等を行う場合は、当該予備申告等に先立ちそれぞれこの章に第1節5-1-1(輸入申告事項の登録)、第2節2-1(輸入(引取)申告事項の登録)又は第5節5-1-1(蔵入・移入・総保入承認申請事項の登録)の規定に準じて予備申告等に係る事項の登録を行わせるものとする。

新旧対照表

て予備申告等に係る事項の登録を行わせるものとする。

なお、他法令による許可承認等が必要な場合であつて、予備申告等の時点ではこれが未取得の時には、他法令コード欄に当該必要とされる他法令のコードを入力させるものとする。

6-2~6-11 (省略)

第7節~第9節 (省略)

新

なお、他法令による許可承認等が必要な場合であつて、予備申告等の時点ではこれが未取得の時には、他法令コード欄に当該必要とされる他法令のコードを入力させるものとする。

6-2~6-11 (同左)

第7節~第9節 (同左)